

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第45号）（産業観光局農林振興室林業振興課）

京都市林産物需要拡大センターの利用者の拡大を図るため、同センターの休所日を変更するとともに、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に同センターの管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

改 正 前	改 正 後
水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」といいます。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第45号

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

第8条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改め、「認めるときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、「水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに」を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務

(3) その他市長が必要と認める業務

附則中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市林産物需要拡大センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市林産物需要拡大センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

#### 附則別表

第4条	第5条
第6条第1項	第7条第1項

(産業観光局農林振興室林業振興課)